条例改正の新旧対象表

【都城市道路占用料条例の一部改正】

第1条 都城市道路占用料条例(平成18年条例第216号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前
(占用料の算定)
第3条 占用料の算定は、次に定めるとおり行う。
(1) 表示面積 よ用面積差しくはよ用物件の面積差しくは長

(1) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 1 平方メートル 若しくは 1 メートル 未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 1 平方メートル 若しくは 1 メートル 未満の端数があるときは、 1 平方メートル又は 1 メートルとして計算する。

(2)~(5) (略)

別表 (第2条関係)

占用物件	単位	占用料
		(円)
法第32条 (略)		
第1項第地下電線その他地下に設ける線類	(略)	3
1号に掲 (略)		
げる工作変圧塔その他これらに類するもの及	(略)	<u>1,200</u>
物び公衆電話所		
(略)		
広告塔	(略)	890
その他のもの		<u>1,200</u>
法第32条 外径が0.07メートル未満のもの	(略)	24

(占用料の算定)

第3条 占用料の算定は、次に定めるとおり行う。

(1) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが<u>0.01平方メートル</u>若しくは<u>0.01メートル</u>未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに<u>0.01平方メートル</u>若しくは<u>0.01メートル</u>未満の端数があるときは、<u>その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算</u>する。

改正後

 $(2)\sim(5)$ (略)

別表 (第2条関係)

	占用物件	単位	占用料
			(円)
法第32条	(略)		
第1項第	地下電線その他地下に設ける線類	(略)	4
1号に掲	(略)		
げる工作	変圧塔その他これらに類するもの及	(略)	<u>1, 170</u>
物	び公衆電話所		
	(略)		
	広告塔	(略)	900
	その他のもの		<u>1, 170</u>
法第32条	外径が0.07メートル未満のもの	(略)	<u>25</u>

第1項第	(略)		
2号に掲	外径が0.1メートル以上0.15メート	(略)	52
げる物件	ル未満のもの		
	(略)		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル	(略)	100
	未満のもの		
	(略)		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル	(略)	240
	未満のもの		
	(略)		
法第32条	第1項第3号及び第4号に掲げる施	(略)	1,200
設			
法第32条	地下街及階数が1のもの	(略)	近傍類似
第1項第	び地下室		の土地の
5 号に掲			固定資産
げる施設			税評価額
			(以下「A」
			という。)
			に <u>0.004</u> を
			乗じて得
			た額
	階数が2のもの		A に <u>0.007</u>
			を乗じて
			得た額
	階数が3以上のもの		Aに <u>0.008</u>
			を乗じて
			得た額
	上空に設ける通路	(略)	440
	(略)	'	

第1項第 (略)			
2 号に掲 外径が0.	1メートル以上0.15メート	(略)	53
げる物件 ル未満の	€ Ø		
(略)		•	
外径が0.	2メートル以上0.3メートル	(略)	<u>105</u>
未満のも	<i>(</i>)		
(略)			
	4メートル以上0.7メートル	(略)	<u>250</u>
未満のも	0		
(略)		1	
	3号及び第4号に掲げる施	(略)	<u>1, 170</u>
設 以 200 年以 子 45 日		(m =)	NE 14 WE 101
法第32条地下街及	階数が1のもの		近傍類似
第1項第び地下室			の土地の田宮窓芸
5 号に掲げる施設			固定資産 税評価額
りる地段			(以下「A」
			という。)
			に 0.005を
			乗 じて得
			た額
	階数が2のもの		A に 0.008
			を乗じて
			得た額
	階数が3以上のもの		Aに <u>0.01</u> を
			乗じて得
			た額
	ける通路	(略)	<u>450</u>
(略)			

その他のもの	(略)	1,200
法第32条 (略)	•	
第1項第その他のもの	(略)	89
6 号に掲		
げる施設		
道路法施看板(アー時的に設けるもの	(略)	<u>89</u>
行令(昭一チであその他のもの		<u>890</u>
和27年政るものを		
令 第 4 7 9除く。)		
号。以下 <u>(略)</u>		
「令」と旗ざお (略)		
いう。) その他のもの	(略)	<u>89</u>
第7条第幕(令第 (略)		
1 号に掲 7 条第 4 その他のもの	(略)	<u>89</u>
げる物件号に掲げ		
る工事用		
施設であ		
るものを		
除く。)		
アーチ 車道を横断するもの	(略)	<u>890</u>
その他のもの		440
令第7条第2号に掲げる工作物	(略)	<u>1,200</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条	(略)	<u>89</u>
第5号に掲げる工事用材料		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条	(略)	120
第7号に掲げる施設		
令第7条トンネルの上又は高架の道路の路面	(略)	Aに <u>0.017</u>
第8号に下に設けるもの		を乗じて

i	Т		
	その他のもの	(略)	<u>1, 170</u>
法第32条	(略)		
第1項第	その他のもの	(略)	90
6 号に掲			
げる施設			
道路法施	看板(アー時的に設けるもの	(略)	90
行令(昭	ーチであその他のもの		900
和27年政	るものを		
令第479	除く。)		
号。以下	(略)		
「令」と	旗ざお(略)		
いう。)	その他のもの	(略)	90
第7条第	幕(令第 (略)		
1 号に掲	7条第4その他のもの	(略)	90
げる物件	号に掲げ		
	る工事用		
	施設であ		
	るものを		
	除く。)		
	アーチ 車道を横断するもの	(略)	900
	その他のもの		450
令第7条	第2号に掲げる工作物	(略)	1, 170
令第7条	第4号に掲げる工事用施設及び同条	(略)	90
第5号に	掲げる工事用材料		
令第7条	第6号に掲げる仮設建築物及び同条	(略)	117
第7号に	掲げる施設		
令第7条	トンネルの上又は高架の道路の路面	(略)	Aに <u>0.019</u>
第8号に	下に設けるもの		を乗じて
•	' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '		•

掲げる施		得た額	掲げる施
設	上空に設けるもの	Aに0.02を	- II - B
		<u></u> 乗じて得	
		た額	
	その他のもの	A に 0.028	7
		を乗じて	
		得た額	
令第7条	建築物	(略)Aに <u>0.017</u>	令第7条建
第9号に		を乗じて	第 9 号に
掲げる施		得た額	掲げる施
設	その他のもの	A に <u>0.012</u>	設で
		を乗じて	
		得た額	
令第7条	建築物	(略)Aに <u>0.02</u> を	令第7条
第10号に		乗じて得	
掲げる施		た額	掲げる施
	その他のもの	A に <u>0.012</u>	11 1
動車駐車		を乗じて	
場		得た額	場
	トンネルの上又は高架の道路の路面		1
	下に設けるもの	を乗じて	
掲げる応		得た額	掲げる応
	上空に設けるもの	Aに <u>0.02</u> を	
築物		乗じて得	築物
		た額	<u> </u>
	その他のもの	Aに <u>0.028</u>	1
		を乗じて	
		得た額	

得た額	掲げる施		得た額
Aに <u>0.02</u> を	設 上空に設けるもの		A に <u>0.024</u>
乗じて得			を乗じて
た額			得た額
Aに <u>0.028</u>	その他のもの		A に <u>0.034</u>
を乗じて			を乗じて
得た額			得た額
Aに <u>0.017</u>	令第7条建築物	(略)	A に <u>0.019</u>
を乗じて	第9号に		を乗じて
得た額	掲げる施		得た額
Aに <u>0.012</u>	設 その他のもの		A に <u>0.014</u>
を乗じて			を乗じて
得た額			得た額
Aに <u>0.02</u> を	令 第 7 条 建築物	(略)	A に <u>0.024</u>
乗じて得	第10号に		を乗じて
た額	掲げる施		得た額
Aに <u>0.012</u>	設及び自その他のもの		A に <u>0.014</u>
を乗じて	動車駐車		を乗じて
得た額	場		得た額
A に 0.017	令第7条トンネルの上又は高架の道路の路面	(略)	A に <u>0.019</u>
を乗じて	第11号に下に設けるもの		を乗じて
得た額	掲げる応		得た額
Aに <u>0.02</u> を	急仮設建上空に設けるもの		A に <u>0.024</u>
乗じて得	築物		を乗じて
た額			得た額
Aに <u>0.028</u>	その他のもの		A に 0.034
を乗じて			を乗じて
得た額			得た額

令第7条第12号に掲げる器具	(略) Aに <u>0.028</u> を乗じて 得た額	令第7条第12号に掲げる器具	(略)Aに <u>0.034</u> を乗じて 得た額
備考	_	備考	
1~4 (略)		$1 \sim 4$ (略)	

【都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正】

第2条 都城市法定外公共物の管理に関する条例(平成18年条例第217号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる	規定に下線で示すように改正する。
改正前	改正後
(占用料等の算定)	(占用料等の算定)
第9条 占用料等の算定は、次に定めるとおり行う。	第9条 占用料等の算定は、次に定めるとおり行う。
(1) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長	(1) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長
さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又	さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であると

さが<u>1平方メートル</u>若しくは<u>1メートル</u>未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに<u>1平方メートル</u>若しくは<u>1メートル</u>若しくは<u>1メートル</u>若しくは<u>1メートル</u>未満の端数があるときは、<u>1平方メートル又は1メートルとして計算する。</u>

 $(2)\sim(5)$ (略)

別表第1 (第8条関係)

種類	単位	金額(円)
(略)		
公衆電話所	(略)	1, 200
(略)		
道路及び通路橋	(略)	1, 200

(1) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが<u>0.01平方メートル</u>若しくは<u>0.01メートル</u>未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに<u>0.01平方メートル</u>若しくは<u>0.01メートル</u>未満の端数があるときは、<u>その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。</u>

 $(2)\sim(5)$ (略)

別表第1(第8条関係)

種類	単位	金額(円)
(略)		
公衆電話所	(略)	<u>1, 170</u>
(略)		
道路及び通路橋	(略)	<u>1, 170</u>

(略)				(略)				
広告板	(略)	890		広告板		(略)	900 1, 170	
送電塔		<u>1, 200</u>		送電塔			<u>1, 170</u>	
(略)				(略)				
備考	j			備考				
$1 \sim 5$ (略)				$1 \sim 5$	(略)			